

障がい者サポートセンターのぞみの里

ケアホーム「つばさ」

相談支援センター「かがやき」

臨 時 職 員 就 業 規 則

(目的)

第1条 この規則は、社会福祉法人のぞみの里定款第1条の規定に基づき設置する障がい者サポートセンターのぞみの里及びケアホーム「つばさ」及び相談支援センター「かがやき」の就業規則（以下「本施設就業規則」という。）第2条第2項により臨時職員の就業に関する事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 この規則を適用する臨時職員とは、1年以内の期間を定めて雇い入れる者、時間パートで雇い入れる者、常勤でない嘱託をいう。

(服務規律)

第3条 臨時職員は、この規則を遵守し、施設長の指示に従い、他の職員とともに協力して職場秩序を維持し、本法人及び施設の発展、並びに障害者福祉の向上に努めなければならない。

2 その他臨時職員の服務規律については、本施設就業規則第3章の規定を準用する。

(採用及び任免及び試用期間)

第4条 臨時職員の採用任免は、任命権者である理事長が行なう。

2 臨時職員の採用にあたっては、所定の雇入通知書を交付する。

3 臨時職員の採用については、本規則に定めることのほかは、本施設就業規則第4条、第5条、第6条及び第7条を準用する。

4 臨時職員の試用期間は、原則として1ヵ月とする。

(勤務条件)

第5条 勤務条件については、本施設就業規則を準用する。ただし嘱託及び時間パートの臨時職員については、前条第2項の書面に明示する。

(年次有給休暇)

第6条 6ヵ月以上引き続き勤務し、所定労働日数の8割以上出勤した臨時職員には本施設就業規則第30条を準用して、年次有給休暇を与える。

2 年間の所定労働日数が216日未満または1週間の労働時間が35時間未満の者については、前項の規定にかかわらず労働基準法第39条に準じて労働日数に比例した年次有給休暇を与える。

(賃金)

第7条 臨時職員の賃金は、基本給、通勤手当、時間外勤務手当及び休日勤務手当とする

2 基本給は、勤務内容、勤務条件、本人の経歴、資格等を考慮して理事会が定め、日額または時間給をもって支給する。ただし、三重労働基準局長が定める最低賃金額を下回ることはない。

なお、3年以上継続して当法人で勤務した場合、時間給を20円上げる。5年以上継続して勤務した者は30円あげる。勤務先がケアホームつばさの場合は更に50円あげる。

- 3 通勤手当は、本施設職員給与規定第19条の規定を準用する。
- 4 臨時職員が1日8時間を超える勤務をした場合には、超えた時間について時間外勤務手当を支給する。時間外勤務手当の計算方法等については、本施設職員給与規定第22条を準用する
- 5 臨時職員が休日に勤務を命ぜられたときには、休日勤務手当を支給する。休日勤務手当の計算方法等については、本施設職員給与規定第23条の規定を準用する。

(計算期間、支給日及び支給方法)

第8条 賃金の計算期間、支払日及び支払方法等については、本施設職員給与規定第13条、第14条、第15条及び第16条の規定を準用する。

(育児休業など)

第9条 一定の範囲の臨時職員は、1歳に満たない子を養育するため必要があるときには、本施設に申し出て育児休業をすることができる。

2 育児休業の適応を受けることのできる臨時職員の範囲は以下の通り。

- (1) 本施設で引き続き雇用された期間が1年以上であること。
- (2) 子が1歳に達する日(誕生日の前日)を越えて引き続き雇用されることが見込まれること(子が1歳に達する日から1年を経過する日まで労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかである者を除く)

(介護休業など)

第10条 一定の範囲の臨時職員は、要介護状態にある対象家族1人につき、常時介護を必要とする状態ごとに1回の介護休業することができる。

2 介護休業の適応を受けることのできる臨時職員の範囲は以下の通り。

- (1) 同一の事業主に引き続き雇用された期間が1年以上であること。
- (2) 介護休業開始予定日から93日経過する日(93日経過日)を超えて引き続き雇用されることが見込まれること(93日経過日から1年を経過する日まで労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかである者を除く)

(退職金等)

第11条 臨時職員については、原則として期末手当、勤勉手当及び退職金は支給しない。ただし、理事会が特別に必要と認めたときにはこの限りではない。

(高齢雇用)

第12条 法人正規職員については、満60歳定年及び再雇用制度が整備されているが、臨時職員については、本人が希望し法人が必要とする場合には、解雇事由又は退職事由に該当しないものについては、満60歳を超えても雇用することができる。

付 則

この規則は平成16年4月1日より施行する。

この規則は平成18年4月1日より施行する。

この規則は平成18年10月1日より施行する。

この規則は平成19年4月1日より施行する。

この規則は平成20年1月1日より施行する。

この規則は平成24年4月1日より施行する。

この規則は平成27年8月1日より施行する。

この規則は平成30年4月1日より施行する。